

【佐世保市（保育幼稚園課）からのお知らせです】



新型コロナウイルス 感染症対策へのご協力をお願いいたします

「まん延防止等重点措置区域」に、長崎県（長崎市、佐世保市）が指定されました。

引き続き、基本的な感染症対策を徹底いただくとともに、より一層の取り組みをお願いいたします。

まん延防止等重点措置

【適用期間】

令和4年 1月21日(金) から 2月13日(日) まで

- ・ マスク着用、手指消毒、密の回避、定期的な換気など、基本的な感染防止対策の徹底を
- ・ 県外との不要不急の往来や、不要不急の外出を控えて（生活や健康の維持のために必要な場合は除きます）
- ・ 会食は、コロナ対策認証店を利用し、普段一緒にいる方と、4人以内 かつ 2時間以内 で
- ・ 体調が少しでも悪いときは、外出や会食を控え、すぐに医療機関に電話相談を

保育所等の施設をご利用の方へのお願い

子どもや同居のご家族に発熱等の風邪症状がみられる場合 や、お仕事がお休みの場合 など、期間中はご協力いただける可能な範囲で、ご家庭でお過ごしいただきますようお願い申し上げます。

※ 今回、ご家庭での保育にご協力いただいた期間の保育料については減免の対象となりませんが、感染拡大防止の趣旨をご理解いただき、可能な範囲内でご協力をお願いいたします。

このチラシのお問い合わせ先：佐世保市保育幼稚園課施設支援係

TEL：0956-24-1111（内線：5431、5423） 令和4年1月20日 作成